

# 事業者の皆様へ 緊急雇用奨励金制度について

阿智村では、地域の人材育成や3月に卒業予定の高卒者が大勢地元へ就職できるように、新規高卒者等を雇用された事業者の皆さまに対し奨励金を交付する制度を設けました。

この制度は平成22年度に実施する予定で、飯田市・下伊那郡内の各市町村と共同で実施をいたします。

## ● 交付対象及び交付額

- ◆対象：村内に事業所又は事務所を有する事業者
- ◆交付額：雇用した新規高卒者等1人につき50万円

## ● 交付条件

次の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 平成22年3月1日から平成22年9月1日までの間に新規高卒者等（※1）を正規雇用の常用労働者（※2）として雇用を開始し、かつ補助金交付後も引き続き正規雇用の常用労働者として雇用することが確実と認められること
- (2) 納期到来分の村税を完納していること

## ● 申請手続き及び日程

- ◆交付申請  
新規高卒者等の雇用を開始した日から3月以内に所定の申請書に要件を満たすことを証する書類を添えて阿智村役場に提出してください。  
(申請書様式、添付資料は村のHPに掲載していきます。)
- ◆申請の時期  
平成22年4月から平成22年11月末まで

### ※1 新規高卒者等

以下の学校を平成22年3月に卒業する者で、卒業後市内又は下伊那郡内に住所を有するもの  
市内又は下伊那郡内の中学校、高等学校、飯田女子短期大学、飯田ゆめみらいICTカレッジ、長野県飯田技術専門校（普通課程）、飯田養護学校

### ※2 常用労働者 次のいずれにも該当するもの

- ア 期間の定めのない契約により雇用された者であること又は雇用された日の翌日から6月以内に期間の定めのない契約により雇用された者であること、若しくは事業者の所得税法上の専従者となっていること
- イ パート、臨時職員、登録型派遣社員でないこと（飯田養護学校生はこの限りでない）
- ウ 雇用保険、健康保険、厚生年金の被保険者として雇用されていること又は事業者の同居親族等であること（子、孫、兄弟姉妹、配偶者等）

### 【お問い合わせ・ご連絡】

阿智村役場 協働活動推進課  
TEL 0265-43-2220 内線 510